

株主各位

第109回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報

平成27年6月2日
コスモ石油株式会社

目 次

1. 事業報告の「会計監査人の状況」	1 頁
2. 事業報告の「内部統制システムに関する基本方針」	2 頁
3. 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」	7 頁
4. 連結計算書類の「連結注記表」	8 頁
5. 計算書類の「株主資本等変動計算書」	17 頁
6. 計算書類の「個別注記表」	18 頁

上記の事項は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.cosmo-oil.co.jp/ir/meeting/index.html>) に掲載することにより、株主の皆様提供したものとみなされる情報です。

1. 事業報告の「会計監査人の状況」

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	124百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	243百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の子会社であるCOSMO OIL (U.K.) PLC. (英国コスモ石油株式会社)、COSMO OIL INTERNATIONAL PTE. LTD. (コスモオイルインターナショナル株式会社)、COSMO OIL OF U.S.A., INC. (米国コスモ石油株式会社) および克斯莫石化貿易 (上海) 有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、法令および基準等が定める会計監査人の独立性および信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任または不再任の決定を行います。

会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

2. 事業報告の「内部統制システムに関する基本方針」

内部統制システムに関する基本方針（平成27年3月31日現在）

コスモ石油グループの経営理念および企業行動指針を実践し、職務を適正かつ効率的に執行するため、取締役および使用人の職務執行の体制、これを支えるためのリスクマネジメント・内部監査の体制、監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制の整備について、次のとおり基本方針を定めております。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法362条4項6号、施行規則100条1項4号）

〈経営理念および企業行動指針〉

- ・コスモ石油グループ経営理念を制定し、企業倫理に関する企業行動指針（コスモ石油グループ企業行動指針）を定めるとともに、CSR活動全般および内部統制を統括する組織としてCSR推進委員会（委員長：社長）を設置する等、当社グループの企業倫理を確立し取締役および使用人がこれを実践するための推進体制を整備する。
- ・CSR推進委員会は、企業倫理についてのマニュアルを整備し、研修を実施する等して、法令遵守の徹底および倫理観の醸成・向上を図る。

〈会議体における報告〉

- ・取締役会規程および経営執行会議規程を制定し、会議体において各取締役の職務の執行状況についての報告がなされる体制を整備する。

〈職務の執行と監督の分離〉

- ・執行役員制度を導入し、職務の執行と監督を分離するとともに、取締役会の監督機能の強化を図る。

〈業務規程等〉

- ・組織、職制、指揮命令系統および業務分掌等を定めた業務規程等、および決裁制度の運用に関する基本的事項を定めた決裁権限規程を制定し、これらに従い職務の執行がなされる体制を整備し、経営環境の変化に対応して不断の見直しを行う。

〈内部監査の充実〉

- ・内部監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備し、高い専門性および倫理観を有する監査室による監査を実施する。

〈情報の入手・活用および伝達〉

- ・通報者の匿名性を確保する等の不利益回避措置を講じた企業倫理相談窓口（ヘルプライン）を設置するとともに、お客さまからのお問い合わせ等の対応窓口としてカスタマーセンターを設置し、広く社内外からの情報の入手およびその活用を図る体制を整備する。
- ・危機管理に関する基本的事項を決定し、情報の経営層への迅速かつ的確な伝達および社外への適時適切な発信のための体制を整備する。

〈情報技術（IT）への対応〉

- ・上記の目的を達成するため、情報技術（IT）の進展に適切に対応し、情報技術（IT）を有効かつ効率的に利用する。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（施行規則100条1項2号）

- ・危機管理に関する基本的事項を決定（危機管理規程、危機対策規程等の制定）するとともに、リスク管理の円滑かつ効果的な推進のためにリスクマネジメント委員会を設置し、経営リスクの評価・見直しを図り、適宜対策を講じる。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（施行規則100条1項3号）

- ・取締役会は、取締役会規程に基づき原則月1回開催し、法令または定款で定められた事項および経営方針その他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する機関とする。
- ・経営執行会議は、経営執行会議規程に基づき原則週1回開催し、取締役会で決定した経営方針に基づき、職務執行に関する基本方針および重要事項を審議する職務執行の意思決定機関とする。
- ・組織、職制、指揮命令系統、業務分掌等を定めた業務規程等を制定し、決裁権限規程に基づく職務執行上の責任体制を確立することにより、職務の効率的な執行を図る。
- ・経営方針を踏まえた経営計画を定め当社が達成すべき目標を明確化するとともに、これに基づく全社および部室、事業所等の年度計画を策定し、業績管理を実施する。

④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（施行規則100条1項1号）

- ・取締役会規程、情報管理規程等の情報管理に関する社内規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存および管理する。

⑤ 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（施行規則100条1項5号）

- ・コスモ石油グループ経営理念および企業行動指針その他必要な規程類を制定し、当社グループ各社に企業倫理推進責任者（社長）を配置して、当社グループとして一体となった業務の適正を確保するための体制を整備する。
- ・当社グループ各社の職務執行状況に関する監査室による監査の実施または各社の内部監査の支援等、当社グループとしての内部監査に関する体制を整備する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項（施行規則100条3項1、2号）

- ・監査機能の充実のために、監査役会の下に監査役会事務局を設置し専属の使用人を配置するとともに、その人事異動および人事評価においては監査役会の同意を得ることとして、独立性の確保を図る。

⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（施行規則100条3項3、4号）

- ・取締役および使用人は、法定事項の他（1）当社グループの経営・業績に影響を及ぼす重要な事項（2）監査室および関係会社の監査役・監査室の活動概要（3）当社グループの内部統制に関する活動概要（4）ヘルプラインの運用・通報の状況を監査役に報告する。
- ・監査役と社長、主要部室長および関係会社監査役との連絡会を定期的で開催し、監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。
- ・監査役と監査室・会計監査人との十分な連携を図る。

内部統制システムに関する基本方針（平成27年4月21日改定）

当社は、コスモ石油グループの経営理念及び企業行動指針を実践し、職務を適正かつ効率的に執行するため、当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人の職務執行の体制、これを支えるためのリスクマネジメント・内部監査の体制、監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制の整備について、次のとおり内部統制システムに関する基本方針を定めています。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）

〈経営理念及び企業行動指針〉

- ・コスモ石油グループ経営理念を制定し、企業倫理に関する企業行動指針（コスモ石油グループ企業行動指針）を定めている。
- ・CSR活動全般及び内部統制を統括する組織として社長を委員長とするCSR推進委員会及び各種実行委員会（企業倫理委員会、リスクマネジメント委員会、全社安全推進委員会、地球環境委員会、人権委員会、品質保証委員会）を設置し、取締役及び使用人が健全な事業活動を推進するための体制を適正に運用する。
- ・CSR推進委員会は、企業倫理についてのマニュアルを整備し、研修を実施する等して法令遵守の徹底及び倫理観の醸成・向上を図る。

〈会議体における報告〉

- ・取締役会規程及び経営執行会議規程を制定し、会議体において各取締役の職務の執行状況について報告を実施する。

〈職務の執行と監督の分離〉

- ・執行役員制度を導入し、職務の執行と監督を分離するとともに、取締役会の監督機能の強化を図る。

〈業務規程等〉

- ・組織、職制、指揮命令系統及び業務分掌等を定めた業務規程等、及び決裁制度の運用に関する基本的事項を定めた決裁権限規程を制定し、これらに従い職務の執行がなされる体制を整備し、経営環境の変化に対応して不断の見直しを実施する。

〈内部監査の充実〉

- ・内部監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備し、高い専門性及び倫理観を有する監査室による監査を実施する。

〈情報の入手・活用及び伝達〉

- ・通報者の匿名性を確保する等の不利益回避措置を講じたコスモ石油グループ企業倫理相談窓口（企業倫理ヘルプライン）を社内及び社外に設置するとともに、お客さまからのお問合せ等の対応窓口としてカスタマーセンターを設置し、広く社内外からの情報の入手及びその活用を図る。
- ・危機管理に関する基本的事項を決定し、情報の経営層への迅速かつ的確な伝達及び社外への適時適切な発信を実施する。

〈情報技術（IT）への対応〉

- ・上記の目的を達成するため、情報技術（IT）の進展に適切に対応し、情報技術（IT）を有効かつ効率的に利用する。

〈反社会的勢力に対する姿勢〉

- ・社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力・団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で臨む。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について（会社法施行規則第100条第1項第2号）

- ・危機管理等、リスクマネジメントに関する基本的事項を決定（リスクマネジメント規程、危機管理規程の制定）するとともに、リスクマネジメント委員会で当社グループの事業を取り巻く様々なリスクの評価・見直しを図り、適宜対策を講じる。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について（会社法施行規則第100条第1項第3号）

- ・取締役会は、取締役会規程に基づき原則月1回開催し、法令又は定款で定められた事項及び経営方針その他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する機関とする。
- ・経営執行会議は、経営執行会議規程に基づき原則週1回開催し、取締役会で決定した経営方針に基づき、職務執行に関する基本方針及び重要事項を審議する職務執行の意思決定機関とする。
- ・組織、職制、指揮命令系統、業務分掌等を定めた業務規程等を制定し、決裁権限規程に基づく職務執行上の責任体制を確立することにより、職務の効率的な執行を図る。
- ・経営方針を踏まえた経営計画を定め当社が達成すべき目標を明確化するとともに、これに基づく全社及び部室、事業所等の年度計画を策定し、業績管理を実施する。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について（会社法施行規則第100条第1項第1号）

- ・取締役会規程、情報管理規程等の情報管理に関する社内規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を適正に保存及び管理する。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について（会社法施行規則第100条第1項第5号イロハニ）

- ・当社グループ会社の経営全般に関して当社と各社との間で定期的にミーティングを開催し重要な情報を共有するほか、一定の職務執行については、当社グループ会社の管理に関する規程に基づき、当社の承認または当社への報告を要することとして、当社グループの業務の適正を確保する。
- ・当社が制定する規程に基づき、当社グループ会社に対し、リスクマネジメント、法令遵守等にかかる諸施策の実施状況の報告を求めるとともに、諸施策の改善、見直し等を実施する。
- ・当社グループ会社に対し、当社の体制を参考として、また当社グループ会社の組織等に応じて取締役等の職務の執行が効率的に行われるために必要な体制を構築させる。当社グループとしての経営計画を定め、当社及び当社グループ会社が達成すべき目標を明確化する。
- ・当社グループ会社に企業倫理推進責任者（当社グループ会社社長）を配置して、CSR推進連絡会を開催し、各社における法令遵守の徹底及び倫理観の醸成・向上を図る。
- ・当社グループ会社の職務執行状況に関する監査室による監査の実施または各社の内部監査の支援等、当社グループとしての内部監査を実施する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項等について（会社法施行規則第100条第3項第1号、同項第2号、同項第3号）

- ・監査役の職務を補助すべき使用人の人選、異動、処遇の変更においては監査役の同意を得ることとする。
- ・監査役の職務を補助すべき使用人に対する指揮命令権限は、監査役に帰属するものとする。

7. 監査役への報告に関する体制について（会社法施行規則第100条第3項第4号）

- ・取締役及び使用人は、法定事項のほか（1）当社グループの経営・業績に影響を及ぼす重要な事項（2）監査室及び当社グループ会社の監査役・監査室の活動概要（3）当社グループの内部統制に関する活動概要（4）当社グループ企業倫理ヘルプラインの運用・通報の状況を監査役に報告する。
- ・当社及び当社グループ会社の取締役等及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項及びその他重要な事項について報告を求められたときは、速やかにかつ適正に対応する。

8. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について（会社法施行規則第100条第3項第5号）

- ・監査役に報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないことを規定しており、適正に対応する。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項について（会社法施行規則第100条第3項第6号）

- ・監査役職務の執行上必要と認められる費用について予算化し、その前払い等の請求があるときは当該請求が適正でない場合を除き、速やかにこれに応じることとする。
- ・緊急又は臨時に支出した費用については、事後の償還請求に応じる。

10. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制について（会社法施行規則第100条第3項第7号）

- ・監査役会が決定した監査基準及び監査実施計画を尊重し、円滑な監査の実施及び監査環境の整備に協力する。
- ・監査役と社長、主要部室長及び当社グループ会社監査役との連絡会を定期的開催し、監査が実効的に行われるよう連携を保つよう努める。
- ・監査室・会計監査人は、監査役と十分な連携を図る。

3. 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」

(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年4月1日 残高	107,246	16,967	87,461	△143	211,531
会計方針の変更による累積的影響額			72		72
会計方針の変更を反映した当期首残高	107,246	16,967	87,534	△143	211,604
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,694		△1,694
当期純損失			△77,729		△77,729
土地再評価差額金の取崩			△167		△167
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分		△0		0	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△0	△79,591	△2	△79,593
平成27年3月31日 残高	107,246	16,967	7,942	△145	132,010

	その他の包括利益累計額						少数株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
平成26年4月1日 残高	2,887	1,372	18,929	5,818	△8,612	20,395	29,214	261,142
会計方針の変更による累積的影響額							0	72
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,887	1,372	18,929	5,818	△8,612	20,395	29,215	261,215
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△1,694
当期純損失								△77,729
土地再評価差額金の取崩			167			167		—
自己株式の取得								△2
自己株式の処分								0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	2,618	△622	2,152	4,749	5,722	14,619	11,111	25,731
連結会計年度中の変動額合計	2,618	△622	2,319	4,749	5,722	14,787	11,111	△53,694
平成27年3月31日 残高	5,505	749	21,249	10,568	△2,890	35,183	40,326	207,520

4. 連結計算書類の「連結注記表」

連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書の記載金額については百万円未満を切り捨てて表示しております。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数・・・39社

アブダビ石油(株)	(株)秋田ウインドパワー研究所	伊方エコ・パーク(株)	コスモALA(株)
エコ・パワー(株)	エコ・ワールドくずまき風力発電(株)	カタール石油開発(株)	関西コスモ物流(株)
コスモアシュモア石油(株)	コスモアブダビエネルギー開発(株)	コスモエネルギー開発(株)	コスモエンジニアリング(株)
COSMO OIL INTERNATIONAL PTE. LTD.	COSMO OIL OF U. S. A., INC.	COSMO OIL (U. K.) PLC.	COSMO OIL EUROPE B. V.
コスモ海運(株)	(株)コスモコンピュータセンター	コスモ石油ガス(株)	克斯莫石化貿易(上海)有限公司
コスモ石油販売(株)	コスモ石油ルブリカンツ(株)	(株)コスモ総合研究所	コスモテクノ四日市(株)
(株)コスモトレードアンドサービス	コスモビジネスアソシエイツ(株)	コスモプロパティサービス(株)	コスモペトロサービス(株)
コスモ松山石油(株)	コスモ陸運(株)	坂出コスモ興産(株)	CMアロマ(株)
総合エネルギー(株)	(株)たちかわ風力発電研究所	段ヶ峰ウインドファーム(株)	銚子ウインドファーム(株)
北斗興業(株)	四日市エルピージー基地(株)	(株)稚内ウインドパワー	

コスモアブダビエネルギー開発(株)は、当連結会計年度において、会社分割により子会社となったため、連結の範囲に含めております。また、波崎ウインドファーム(株)をエコ・パワー(株)が吸収合併したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

東北コスモガス(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社16社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数・・・16社

主要な会社名・・・東北コスモガス(株)

(2) 持分法を適用した関連会社数・・・6社

丸善石油化学(株)、合同石油開発(株)、東西オイルターミナル(株)、沖縄石油基地(株)、(株)五島岐宿風力発電研究所、Hyundai Cosmo Petrochemical Co., Ltd.

(3) 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称

扇島石油基地(株)、霞栈橋管理(株)

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(4) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の直近事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社39社のうち、アブダビ石油(株)、カタール石油開発(株)、コスモアシュモア石油(株)、COSMO OIL INTERNATIONAL PTE. LTD.、COSMO OIL (U. K.) PLC.、COSMO OIL EUROPE B. V.、克斯莫石化貿易(上海)有限公司及びコスモエネルギー開発(株)の決算日は12月31日であり、(株)秋田ウインドパワー研究所の決算日は2月末日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a 満期保有目的の債券

償却原価法を採用しております。

b その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

② たな卸資産

主として総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

③ デリバティブ

時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、当社が保有する製油所の有形固定資産のうち、機械装置、構築物及び油槽の耐用年数については、その使用実態をより反映した経済耐用年数によっており、当社の給油所建物については、過去の実績を勘案した経済耐用年数の15年によっております。また、連結子会社アブダビ石油(株)については、利権協定で規定されている耐用年数及び現有資産の耐久性等を勘案した経済耐用年数によっており、連結子会社エコ・パワー(株)及びその子会社については、風力発電設備の耐用年数について主として経済耐用年数の20年によっております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

主として定額法を採用しております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 長期前払費用

均等償却をしております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 繰延資産の会計処理方法

社債発行費

社債償還期間にわたり均等償却をしております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

a 一般債権 貸倒実績率法によっております。

b 貸倒懸念債権及び破産更生債権等 財務内容評価法によっております。

② 特別修繕引当金

消防法により定期開放点検が義務づけられた油槽に係る点検修理費用の当連結会計年度対応額を計上しております。連結子会社コスモ松山石油(株)については、これに加えて製油所の機械装置に係る定期修繕費用の当連結会計年度対応額を計上しております。

③ 事業構造改善引当金

製油所の閉鎖及び製油所の稼働に係る法対応に伴い将来発生が見込まれる費用又は損失に備えるため、その見積り額を計上しております。

④ 環境対策引当金

汚染された土壌の処理費用の支出に備えるため、その見積り額を計上しております。

また、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、PCB廃棄物の処理費用等の支出に備えるため、その見積り額を計上しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

請負工事に係る収益の計上基準については、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは、原価比例法)を適用し、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

③ 生産物分与費用回収権の会計処理

一部の連結子会社において、石油開発・生産物分与契約に基づき投下した探鉱・開発費用等を投資その他の資産「その他」に計上しております。

生産開始後、同契約に基づき生産物をもって探鉱・開発費用等を回収しております。

④ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

⑤ 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8～10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

5. のれんの償却に関する事項

のれんは、原則5年間で均等償却しております。ただし、少額ののれんに関しては一括償却しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、及び割引率の決定方法の変更等をしております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この変更による連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更に関する注記)

連結損益計算書

前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めておりました「スクラップ売却益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度において区分掲記しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	746,401百万円
2. 担保資産	
担保資産の内容及びその金額	
有形固定資産	337,714百万円
現金及び預金	752百万円
投資有価証券	133百万円
その他	2,159百万円
担保に係る債務の金額	
長期借入金（1年内返済予定額を含んでおります。）	43,884百万円
銀行取引に係る債務	20,995百万円
3. 偶発債務	
保証債務	
Hyundai Cosmo Petrochemical Co., Ltd.（金融機関からの借入金に対する債務保証）	8,275百万円
その他（金融機関からの借入金に対する債務保証等）	1,319百万円

社債の信託型デット・アサンプション（債務履行引受契約）に係る偶発債務

下記の社債については、銀行等との間に締結した社債の信託型デット・アサンプション（債務履行引受契約）に基づき債務を譲渡しております。従って、同社債に係る譲渡債務と同契約による支払金額とを相殺消去しておりますが、社債権者に対する当社の社債償還義務は社債償還時まで存続します。

銘柄	譲渡金額（百万円）
第21回無担保社債	22,000
第23回無担保社債	10,000

4. 土地の再評価に関する事項

当社及び連結子会社3社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布 法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法

当社の製油所については「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第5号に定める鑑定評価に基づき算出し、その他については「土地の再評価に関する法律施行令」第2条第4号に定める路線価に合理的な調整を行って算出しております。

- ・再評価を行った日

平成14年3月31日（連結子会社1社については平成13年12月31日）

- ・再評価を行った土地の期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額

85,832百万円

5. 財務制限条項

借入金のうち、102,161百万円（1年内返済予定額を含む）には、該当する融資契約上の債務について期限の利益を喪失する財務制限条項が付いております。（契約ごとに条項は異なりますが、主なものは以下の通りです。）

	最終返済日	借入残高	財務制限条項
(1)	平成36年9月30日	45,000百万円	① 各年度の連結損益計算書で示される経常損益が3期連続して損失にならないこと ② 各年度の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を1,566億円以上に維持すること
(2)	平成29年11月30日	25,000百万円	① 各年度の連結損益計算書で示される経常損益が3期連続して損失にならないこと ② 各年度の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を1,989億円以上に維持すること
(3)	平成29年3月30日	4,700百万円	① 各年度の連結損益計算書で示される経常損益が3期連続して損失にならないこと ② 各年度の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を1,989億円以上に維持すること

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 当連結会計年度末日における発行済株式及び自己株式の種類及び数

発行済株式	普通株式	847,705,087株
自己株式	普通株式	669,281株

2. 剰余金の配当

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,694	2	平成26年3月31日	平成26年6月25日

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に石油精製販売・石油開発事業を行うための設備投資計画に照らして必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金は銀行借入等により調達しております。

受取手形及び売掛金並びに未収入金については、顧客の信用リスクが生じるものについて、与信管理制度に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金等は、そのほとんどが一年内の支払期日であります。

借入金及び社債の主な用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

また、通貨関連では為替変動リスクをヘッジすることを目的とした先物為替予約取引及び通貨オプション取引を行っており、商品関連では、価格変動リスクをヘッジすることを目的とした原油・石油製品のスワップ取引及び公開先物市場における商品先物取引を行っております。なお、いずれのデリバティブ取引も実需の範囲内で行うことを基本としており投機目的のデリバティブは行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。
(百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	95,171	95,171	-
(2) 受取手形及び売掛金	202,469	202,469	-
(3) 投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	53	57	3
② その他有価証券	18,144	18,144	-
(4) 未収入金	36,073	36,073	-
(5) 支払手形及び買掛金	(182,417)	(182,417)	-
(6) 短期借入金	(179,512)	(179,512)	-
(7) 未払金	(100,529)	(100,529)	-
(8) 未払揮発油税	(97,786)	(97,786)	-
(9) 未払法人税等	(11,234)	(11,234)	-
(10) 社債	(37,700)	(38,216)	516
(11) 長期借入金	(475,659)	(483,868)	8,209
(12) デリバティブ取引	2,589	2,589	-

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金並びに(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、市場価格のあるものは取引所の価格によっております。

また、市場価格のない「その他有価証券」100,590百万円については、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表には含めておりません。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金、(7) 未払金、(8) 未払揮発油税並びに(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10) 社債

社債については、元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(11) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(12) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関等から提示された価格及び先物取引市場における最終価格を基準に算出しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記(11)参照)

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の給油所設備やオフィスビル等を、また、将来の使用が見込まれていない遊休不動産を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
34,460	36,373

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については、不動産鑑定評価基準に基づく評価額等を参考にしております。

また、重要性の乏しいものについては、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額を時価とみなし、一部の建物等の償却性資産については、適正な帳簿価額をもって時価とみなしております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 197円39銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 91円77銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

(持株会社体制移行に関する取締役会決議)

当社は平成27年5月12日開催の取締役会において、当社単独による株式移転（以下「本株式移転」といいます。）により純粋持株会社（完全親会社）である「コスモエネルギーホールディングス株式会社」（以下「持株会社」といいます。）を設立すること及び持株会社を中心とした中核3事業会社体制への移行を目指したグループ組織再編を行うことを決議いたしました。

なお、持株会社体制への移行は株主総会決議による承認及び関係官公庁の許認可等が得られることを条件に実施する予定です。

1. 目的

当社グループは、以下の目的を以て持株会社体制へ移行します。

①事業競争力の強化と持株会社の収益安定化

事業会社では、責任と権限が明確化されることにより意思決定の迅速化及び従業員のプロフェッショナル化とモチベーション強化を図り、事業環境の変化に適応した機動的な業務執行により企業価値の向上を目指します。

持株会社では、収益基盤を確立した上で財務体質を改善しつつ安定的な配当の実現を目指します。

②グループ経営強化と経営資源シフトの加速

「グループ経営の監督」と「業務の執行」を分離し、持株会社がグループ経営方針の決定に専念することで、グループ全体の視点から求心力を持って最適な経営資源配分の実現を目指します。

③事業毎のアライアンス推進

事業領域毎の組織体制を確立することにより経済環境や事業環境の変化に対して事業単位で柔軟かつ迅速なアライアンス戦略（協業・共同・統合）を追求します。

なお、本持株会社体制への移行は、平成27年6月23日開催予定の定時株主総会における承認を前提としております。本株式移転に伴い、当社株式は上場廃止となりますが、新たに設立される持株会社（完全親会社）の株式について東京証券取引所への新規上場を申請する予定です。上場日は東京証券取引所の審査によりますが、持株会社の設立登記日（株式移転効力発生日）である平成27年10月1日を予定しております。

2. 持株会社体制への移行方法及び今後の予定

当社は、次に示す方法により、持株会社体制への移行を実施する予定です。

【ステップ1】

平成27年10月1日（予定）を期日とする本株式移転による持株会社を設立することによって、当社は持株会社の完全子会社となります。併せて当社のサービスステーションを中心とした販売関連事業を、吸収分割方式にて当社子会社の販売準備会社に承継し、コスモ石油マーケティング株式会社を発足（平成27年10月1日予定）いたします。なお、持株会社の機関設計は、ガバナンス強化の観点から、監査等委員会設置会社といたします。

【ステップ2】

当社の子会社管理事業を吸収分割方式にて持株会社に承継し、持株会社及び石油開発、供給、販売のそれぞれの事業を担う中核3社による事業体制を確立いたします（平成28年1月1日予定）。以降、グループ各社の事業特性、市場環境等を考慮に入れたアライアンス戦略を追求し、当社グループの競争力の強化及び成長戦略を促進してまいります。

3. 本株式移転の要旨（予定）

(1) 本株式移転の日程

定時株主総会基準日	平成27年3月31日（火）
株式移転計画書承認取締役会	平成27年5月12日（火）
株式移転計画書承認定時株主総会	平成27年6月23日（火）（予定）
上場廃止日	平成27年9月28日（月）（予定）
持株会社設立登記日（効力発生日）	平成27年10月1日（木）（予定）
持株会社上場日	平成27年10月1日（木）（予定）

ただし、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により日程を変更することがあります。

(2) 本株式移転の方式

当社を株式移転完全子会社、持株会社を株式移転設立完全親会社とする単独株式移転です。

(3) 本株式移転に係る割り当ての内容 (株式移転比率)

	コスモエネルギーホールディングス 株式会社 (株式移転設立完全親会社・持株会社)	コスモ石油 株式会社 (株式移転完全子会社・当社)
本株式移転に係る 割り当ての内容	0.1	1

(注)

①株式移転比率

本株式移転の効力発生日の前日における最終の株主名簿に記録された当社普通株式を保有する株主に対し、その保有する当社普通株式1株につき設立する持株会社の普通株式0.1株を割当交付いたします。

②単元株式数

持株会社は単元株制度を採用し、1単元の株式数を100株といたします。

③株式移転比率の算定根拠

本株式移転は、当社単独の株式移転によって持株会社(完全親会社)を設立するものであり、持株会社の株式はすべて本株式移転直前の当社の株主のみに割り当てられることとなります。当社と持株会社の単元株式数はそれぞれ1,000株及び100株であることから、当社普通株式1株に対して、持株会社の普通株式0.1株を割当交付した場合には、最低投資単位が変更されず、当社の株主は、本株式移転の直前に保有する当社の議決権数と同数の持株会社の議決権を本株式移転の直後に保有することとなります。

④第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

上記③の理由により、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

⑤株式移転により交付する新株式数(予定)

84,770,508株(予定)

ただし、本株式移転の効力発生前に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、本株式移転の効力発生時点において当社が保有する自己株式1株に対して、持株会社の普通株式0.1株が割当交付されることとなります。これに伴い、当社は一時的に持株会社の普通株式を保有することとなりますが、その処分方法については、決定次第お知らせいたします。

(4) 本株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

(5) 持株会社の新規上場に関する取扱い

当社は、新たに設立する持株会社の株式について、東京証券取引所市場第一部への新規上場(テクニカル上場)を申請する予定であり、上場日は、平成27年10月1日(木)を予定しております。また、当社は本株式移転により持株会社の完全子会社となりますので、持株会社の上場に先立ち、平成27年9月28日(月)に東京証券取引所を上場廃止となる予定であります。

なお、上場廃止日につきましては東京証券取引所においてその規則等に基づき決定されるため、変更される可能性があります。

4. 今後の見通し

本株式移転に伴い、当社は持株会社の完全子会社となります。これにより、当社の業績は完全親会社である持株会社の連結業績に反映されることとなります。なお、本株式移転による業績への影響は軽微であります。

(多額な資金の借入)

当社は平成27年4月1日に、ハイブリッドファイナンス(劣後特約付ローン)(以下、本ローン)による資金調達を実施しました。

1. 目的

当社グループは、第5次連結中期経営計画の達成に向けてグループ一丸となって取り組んでおり、更なる財務体質改善・強化のための方策として、本ローンによる資金調達を実施しました。

調達した資金を事業資金と更なる有利子負債の返済に充てることにより、将来の収益力強化と健全な財務体質の早期確立の両立を図り、持続的な企業価値の向上を目指します。

2. 本ローンの概要

(1) 資金調達総額	600億円
(2) 契約締結日	平成27年3月30日
(3) 実行日	平成27年4月1日
(4) 最終弁済期限	平成27年3月31日 ただし、当社は平成32年3月31日以降の各利息支払日において、元本の全部または一部を期限前に弁済することができる。また、(i)本ローンについて当社にとって著しく不利益な税務上の取扱いがなされ当社の合理的な努力によってもこれを回避できない場合、(ii)格付機関より本ローンについて契約締結日時点の資本性よりも低いものとして取り扱う旨の決定が公表若しくは通知された場合、(iii)当社が(11)に記載する全貸付人およびエージェントと合意した場合、当社は、本ローンの全部または一部を期限前弁済することができる。
(5) リプレースメント条項	当社は、本ローンの期限前弁済にあたっては、期限前弁済日以前の6ヶ月以内に、普通株式または本ローンと同等以上の資本性を有するものと格付機関から承認を得た資金を調達することを意図している。
(6) 適用利率	平成27年4月1日から平成32年3月31日(同日を含まない)までは6ヶ月ユーロ円LIBORをベースとした変動金利、平成32年3月31日以降は1.00%ステップアップした変動金利
(7) 利息支払日	平成27年9月30日を初回とし、以降平成27年3月31日までの毎年3月31日および9月30日
(8) 利息に関する制限	当社は、その裁量により本ローンに係る利息の全部または一部の支払を繰り延べるることができる。
(9) 劣後条項	当社に対して清算手続の開始、破産手続開始の決定、会社更生手続開始の決定または民事再生手続開始の決定等がされた場合、本ローンの貸付人は、劣後債権(本ローンの劣後条項と実質的に同一の条件を付された当社に対する債権を、本ローンに基づく債権と併せていう。以下同じ。)を除く全ての債権が全額の満足を受けた後に、契約に従って弁済を受けることができる。 本ローンに係る契約の各条項は、いかなる意味においても劣後債権の債権者以外の債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならない。
(10) 格付機関による本ローンの資本性評価	株式会社日本格付研究所：資本性「中」・50
(11) 本ローンへの参画投資家(貸付人)	株式会社みずほ銀行 株式会社三菱東京UFJ銀行 株式会社三井住友銀行

(共同支配企業の形成)

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 当社の連結子会社であるコスモ石油ガス(株)のLPガス元売事業

事業の内容 LPガスの輸入調達、出荷基地の運営、物流、国内卸販売及び海外トレーディング事業

(2) 企業結合日

平成27年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

昭和シェル石油(株)、住友商事(株)、東燃ゼネラル石油(株)、(株)エネサンスホールディングス(昭和シェル石油(株)51%、住友商事(株)49%出資により2008年に設立)を吸収分割会社、コスモ石油ガス(株)(当社の連結子会社)を吸収分割承継会社とする吸収分割

(4) 結合後企業の名称

ジクシス(株)

(5) 取引の目的を含む取引の概要

当社を含めた4社グループが行うLPガス元売事業（LPガスの輸入調達、出荷基地の運営、物流、国内卸販売）と海外トレーディング事業を統合し、一貫体制を構築することにより、我が国トップクラスのLPガス元売会社を目指します。

(6) 共同支配企業の形成と判定した理由

この共同支配企業の形成にあたっては、当社と昭和シェル石油㈱、住友商事㈱、東燃ゼネラル石油㈱との間で、各社がジクシス㈱の共同支配投資企業となる株主間契約書を締結しており、また、その他支配関係を示す一定の事実は存在していません。従って、この企業結合は共同支配企業の形成であると判定しました。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共同支配企業の形成として処理する予定です。なお、当社、昭和シェル石油㈱、住友商事㈱及び東燃ゼネラル石油㈱は、それぞれジクシス㈱の株式20,000株（発行済株式総数の25%相当）ずつを保有することとなり、ジクシス㈱は、当社の持分法適用関連会社となります。

(企業結合等に関する注記)

<共通支配下の取引等>

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 アブダビ石油㈱の株式保有を通じたアブダビ首長国での石油開発に係る事業

事業の内容 アブダビ石油㈱の株式保有を通じた該社事業の推進・管理、アブダビ首長国における新規の石油ガス事業の計画及び遂行、当該事業の内容に付帯する一切の業務

(2) 企業結合日

平成26年11月28日

(3) 企業結合の法的形式

コスモエネルギー開発㈱を分割会社、コスモアブダビエネルギー開発㈱を承継会社とする新設分割

(4) 結合後企業の名称

コスモアブダビエネルギー開発㈱（当社の連結子会社）

(5) その他取引の概要に関する事項

アブダビ石油㈱の株式保有を通じたアブダビ首長国での石油開発に係る事業を分割し、アブダビでの石油ビジネスの一層の拡大を目指すことを目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(その他の注記)

1. 事業構造改善費用

製油所閉鎖に伴い発生する費用及び3製油所体制への移行に伴う需給対応のための一部装置の稼働停止期間中の固定費等を、事業構造改善費用として連結損益計算書の特別損失に計上しており、その主な内訳は以下のとおりであります。

製油所閉鎖に伴い発生する費用	1,211百万円
装置稼働停止期間中の固定費等	3,690百万円

なお、事業構造改善費用には、事業構造改善引当金繰入額1,211百万円が含まれております。

2. その他の特別損失

当社の油槽所閉鎖に伴う損失及び一部連結子会社が加入する厚生年金基金解散に伴う費用を、連結損益計算書の特別損失に計上しており、その主な内訳は以下のとおりであります。

油槽所閉鎖に伴う損失	632百万円
厚生年金基金解散に伴う費用	397百万円

5. 計算書類の「株主資本等変動計算書」

(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
平成26年4月1日 残高	107,246	16,966	0	16,967	—	28,937	28,937	△94	153,056
会計方針の変更による 累積的影響額						△188	△188		△188
会計方針の変更を反映した 期首残高	107,246	16,966	0	16,967	—	28,748	28,748	△94	152,868
事業年度中の変動額									
剰余金の配当					169	△1,864	△1,694		△1,694
当期純損失						△70,210	△70,210		△70,210
土地再評価差額金の取崩						△204	△204		△204
自己株式の取得								△2	△2
自己株式の処分			△0	△0				0	0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	△0	△0	169	△72,279	△72,109	△2	△72,112
平成27年3月31日 残高	107,246	16,966	0	16,967	169	△43,530	△43,361	△96	80,756

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成26年4月1日 残高	808	1,490	16,114	18,414	171,470
会計方針の変更による 累積的影響額					△188
会計方針の変更を反映した 期首残高	808	1,490	16,114	18,414	171,282
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△1,694
当期純損失					△70,210
土地再評価差額金の取崩			204	204	—
自己株式の取得					△2
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	1,367	△463	1,970	2,874	2,874
事業年度中の変動額合計	1,367	△463	2,174	3,079	△69,032
平成27年3月31日 残高	2,176	1,027	18,289	21,493	102,249

6. 計算書類の「個別注記表」

1. 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の記載金額については百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券 償却原価法を採用しております。
子会社株式及び 移動平均法に基づく原価法を採用しております。
関連会社株式
その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
時価のないもの 移動平均法に基づく原価法を採用しております。
 - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
総平均法又は個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
 - (3) デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価方法
時価法によっております。
 - (4) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産 定額法を採用しております。
(リース資産を除く) なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、当社が保有する製油所の有形固定資産のうち、機械及び装置、構築物、油槽の耐用年数については、その使用実態をより反映した経済耐用年数によっており、当社の給油所建物については、過去の実績を勘案した経済耐用年数の15年によっております。
無形固定資産 定額法を採用しております。
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
 - (5) 繰延資産の会計処理方法
社債発行費 社債償還期間にわたり均等償却をしております。
 - (6) 引当金の計上基準
貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。
a 一般債権
貸倒実績率法によっております。
b 貸倒懸念債権及び破産更生債権等
財務内容評価法によっております。
投資評価引当金 関係会社に対する投資損失に備えるため、各社の財政状態並びに将来の回復見込等を勘案し損失見込額を計上しております。
特別修繕引当金 消防法により定期開放点検が義務づけられた油槽に係る点検修理費用の当事業年度対応額を計上しております。
退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
また、過去勤務費用においては、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。
事業構造改善引当金 製油所の閉鎖及び製油所の稼働に係る法対応に伴い将来発生が見込まれる費用又は損失に備えるため、その見積り額を計上しております。
環境対策引当金 汚染された土壌の処理費用の支出に備えるため、その見積り額を計上しております。
また、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、PCB廃棄物の処理費用等の支出に備えるため、その見積り額を計上しております。
関係会社事業
損失引当金 関係会社の事業損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。
 - (7) 消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - (8) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、及び割引率の決定方法の変更等をしております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が788百万円、退職給付引当金が321百万円、繰延税金負債が279百万円及び利益剰余金が188百万円、それぞれ減少しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する短期金銭債権	99,104百万円
関係会社に対する長期金銭債権	240百万円
関係会社に対する短期金銭債務	148,852百万円
関係会社に対する長期金銭債務	1,271百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	472,697百万円
(3) 担保資産	
担保資産の内容及びその金額	
有形固定資産	310,752百万円
流動資産その他	604百万円
担保に係る債務の金額	
長期借入金(1年内返済予定額を含んでおります。)	27,190百万円
銀行取引に係る債務	20,995百万円
(4) 偶発債務	
保証債務	
アブダビ石油㈱(金融機関からの借入金に対する債務保証)	20,028百万円
Hyundai Cosmo Petrochemical Co., Ltd.(金融機関からの借入金に対する債務保証)	8,275百万円
その他(金融機関からの借入金に対する債務保証等)	3,437百万円

社債の信託型デット・アサンプション(債務履行引受契約)に係る偶発債務

下記の社債については、銀行等との間に締結した社債の信託型デット・アサンプション(債務履行引受契約)に基づき債務を譲渡しております。従って、同社債に係る譲渡債務と同契約による支払金額とを相殺消去しておりますが、社債権者に対する当社の社債償還義務は社債償還時まで存続します。

銘柄	譲渡金額(百万円)
第21回無担保社債	22,000
第23回無担保社債	10,000

(5) 取締役及び監査役との取引による取締役及び監査役に対する金銭債務	174百万円
(6) 土地再評価に関する事項	

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

製油所については「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第5号に定める鑑定評価に基づき算出し、その他については「土地の再評価に関する法律施行令」第2条第4号に定める路線価に合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った日

平成14年3月31日

・再評価を行った土地の期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額

80,485百万円

(7) 財務制限条項

当社の借入金のうち、74,700百万円（1年内返済予定額を含む）には、下記のいずれかに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について期限の利益を喪失する財務制限条項が付いております。

<当社の財務制限条項>

	最終返済日	借入残高	財務制限条項
(1)	平成36年9月30日	45,000百万円	① 各年度の連結損益計算書で示される経常損益が3期連続して損失にならないこと ② 各年度の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を1,566億円以上に維持すること
(2)	平成29年11月30日	25,000百万円	① 各年度の連結損益計算書で示される経常損益が3期連続して損失にならないこと ② 各年度の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を1,989億円以上に維持すること
(3)	平成29年3月30日	4,700百万円	① 各年度の連結損益計算書で示される経常損益が3期連続して損失にならないこと ② 各年度の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を1,989億円以上に維持すること

5. 損益計算書に関する注記

関係会社に対する売上高	941,861百万円
関係会社からの仕入高	519,201百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	50,136百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び数
普通株式

317,633株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 流動の部

① 繰延税金資産

繰越欠損金	2,941百万円
事業構造改善引当金	888百万円
その他	2,108百万円
繰延税金資産小計	5,937百万円
評価性引当額	△313百万円
繰延税金資産合計	5,624百万円

② 繰延税金負債

繰延ヘッジ損益	△859百万円
繰延税金負債合計	△859百万円
繰延税金資産の純額	4,765百万円

(2) 固定の部

① 繰延税金資産

繰越欠損金	84,713百万円
その他	21,753百万円
繰延税金資産小計	106,466百万円
評価性引当額	△105,299百万円
繰延税金資産合計	1,166百万円

② 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△710百万円
その他	△708百万円
繰延税金負債合計	△1,418百万円
繰延税金負債の純額	△252百万円

③ 再評価に係る繰延税金資産・負債

再評価に係る繰延税金資産	10,489百万円
評価性引当額	△10,489百万円
合計	—百万円
再評価に係る繰延税金負債	△24,879百万円
再評価に係る繰延税金負債の純額	△24,879百万円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 (議決権の 所有・被所有割合)	事業の内容 又は職業	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	コスモ石油販売㈱ (直接所有 100%)	石油製品の販売	役員の兼任あり 石油製品の販売	石油製品の 販売(注1)	331,310	売掛金	27,206
子会社	コスモプロパティサービ ス㈱ (直接所有 100%)	給油所設備等の 管理及び賃貸	役員の兼任あり 資金の貸付	資金の貸付 (注4) 利息の受入 (注3)	21,000 178	関係会社 長期貸付金 未収入金	21,000 57
子会社	Cosmo Oil(U.K.) Plc. (直接所有 100%)	原油・石油製 品の売買	役員の兼任あり 原油の購入	原油の購入 (注1) 利息の支払 (注3)	342,797 307	買掛金	80,764
子会社	コスモ石油ガス㈱ (直接所有 100%)	液化石油ガス の輸入・貯蔵 及び販売	役員の兼任あり 液化石油ガスの販売及び 購入	液化石油ガ スの海外取 引代行 利息の受入 (注3) 増資の引き 受け(注7)	124,109 132 15,000	未収入金 買掛金 —	9,024 5,262 —
子会社	コスモ松山石油㈱ (直接所有 100%)	石油化学製品 の製造・販売、 石油類の保 管・受払	役員の兼任あり 債務被保証担保の受入 資金の貸付	債務被保証 担保の受入 (注5) 資金の貸付 (注4) 及び資金の 預託 (注2) 利息の受入 (注3)	27,190 22,729 206	— 関係会社 短期貸付金 関係会社 長期貸付金 未収入金	— 6,096 14,888 28
子会社	コスモエンジニアリング ㈱ (直接所有 100%)	建設・工事の 請負	役員の兼任あり 石油関連設備等の建設・工 事	石油関連設 備の取得 (注1) 石油関連設 備の補修等 (注1)	16,101 15,353	未払金	4,511
子会社	アブダビ石油㈱ (間接所有 64%)	原油の開発・ 生産・販売	役員の兼任あり 原油の購入	保証債務の 引受(注6) 保証料の 受入(注6)	20,028 99	— —	— —
関連会社	丸善石油化学㈱ (直接所有 33%)	石油化学製品の製 造・販売	役員の兼任あり 石油化学原料の販売	石油化学原 料の販売 (注1)	261,322	売掛金	13,966
関連会社	Hyundai Cosmo Petrochemical Co., Ltd. (直接所有 50%)	石油化学製品の製 造・販売	役員の兼任あり 石油化学原料の販売	石油化学原 料の販売 (注1)	52,678	売掛金	12,323

上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んでおります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引条件は、資本関係のない会社等と通常取引する場合と同様の条件であります。

(注2) 当社のグループ金融制度に基づくものであり、取引金額には当事業年度の平均残高を記載しております。

(注3) 市場金利等を勘案し決定しております。

(注4) 運転資金の貸付であり、取引金額には当事業年度の平均残高を記載しております。

(注5) 当社が金融機関からの借り入れを行うに当たり、当社の固定資産の一部と共に抵当権を設定しております。

取引金額には、当該借入金の期末残高を記載しております。

(注6) 子会社の金融機関からの借り入れに対して、保証をしております。保証料は協議の上、合理的に決定しております。

(注7) 増資の引き受けは、コスモ石油ガス㈱が行った増資を1株あたり1,500,000円で引き受けたものであります。

(2) 役員等

種類	会社等の名称 (議決権の 所有・被所有割合)	事業の内容 又は職業	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親者	桐山 浩 (直接所有 0.0%)	当社取締役常務 執行役員	当社取締役常務執行役員 コスモ石油エコカード基金 理事長	寄付(注)	35	—	—

上記の金額には消費税等を含んでおりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)いわゆる第三者のための取引であります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 120円66銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 82円85銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

(持株会社体制移行に関する取締役会決議)

連結注記表の(重要な後発事象に関する注記)に記載のとおりであります。

(多額な資金の借入)

連結注記表の(重要な後発事象に関する注記)に記載のとおりであります。

(共同支配企業の形成)

連結注記表の(重要な後発事象に関する注記)に記載のとおりであります。

12. その他の注記

(1) 事業構造改善費用

製油所閉鎖に伴い発生する費用及び3製油所体制への移行に伴う需給対応のための一部装置の稼働停止期間中の固定費等を、事業構造改善費用として損益計算書の特別損失に計上しており、その主な内訳は以下のとおりであります。

製油所閉鎖に伴い発生する費用	1,211百万円
装置稼働停止期間中の固定費等	3,690百万円

なお、事業構造改善費用には、事業構造改善引当金繰入額1,211百万円が含まれております。

(2) その他の特別損失

当社の油槽所閉鎖に伴う損失を、損益計算書の特別損失に計上しております。

以上